

社会福祉法の改正案～評議員会・理事会

社会福祉法の改正が次の臨時国会において予定されています。

これにより、社会福祉法人にはこれまで以上に公益性の高い事業運営が求められているために、法人のあり方を見直す必要があります。

社会福祉法人に対する期待の表れだと思います。

今シリーズは、改正法案の一部をご紹介します。

特徴的な変更内容は過去記事にまとめてありますから、そちらと併せてご覧ください。

社会福祉法人の制度改革はどうなる？

今シリーズ第2回は、評議員及び評議員会を取り上げます。

現行の社会福祉法人制度においては、通知において、措置事業、保育所を経営する事業、介護保険事業のみを行う法人以外の法人に対して評議員会の設置を求めています。法令上、評議員会の設置は任意とされています。

改正法案では、評議員会を法人運営の基本ルール・体制の決定と事後的な監督を行う機関として位置づけています。評議員会は、必置の議決機関です。

現行の社会福祉法人制度においては、法令上、理事会に関する規定はありません。

改正法案では、理事会を業務執行に関する意思決定機関として位置づけ、理事・理事長に対する牽制機能が働くようき設計されています。

改正の根本思想は、**ガバナンスの強化**です。



第 45 条の 8 (評議員会の権限等)

評議員会は、**全ての評議員で組織**する。

- 2 評議員会は、この法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができる。
- 3 この法律の規定により評議員会の決議を必要と事項について、理事、理事会その他の評議員会の以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しない。

第 45 条の 10 (理事等の説明義務)

理事及び監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が評議員会の目的である事項に関しないものである場合その他正当な理由がある場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りではない。

第 45 条の 13 (理事会の権限)

理事会は、**全ての理事で組織**する。

- 2 理事会は、次に掲げる職務を行う。
 - ① 社会福祉法人の業務執行の決定
 - ② 理事の職務の執行の監督
 - ③ **理事長の選定及び解職**
- 3 理事会は、理事の中から理事長一人を選定しなければならない。
- 4 **理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。**
 - ① 重要な財産の処分及び譲受け
 - ② 多額の借財
 - ③ 重要な役割を担う職員の選任及び解任
 - ④ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - ⑤ 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備
 - ⑥ 第 45 条の 20 第 4 項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 140 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく第 45 条の 20 第 1 項の責任の免除

第 45 条の 14 (理事会の運営)

理事会は、各理事が招集する。ただし、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めるときは、その理事が招集する。

2 前項のただし書に規定する場合には、同項ただし書の規定により定められた理事(以下この項において「招集権者」という。)以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

4 理事会の決議は、議決に加わることができる**理事の過半数**(これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上)が**出席し、その過半数**(これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上)をもって行う。

第 45 条の 16 (理事の職務及び権限等)

理事は、法令及び定款を遵守し、社会福祉法人のため忠実にその職務を行わなければならない。

2 次に掲げる理事は、社会福祉法人の業務を執行する。

- ① 理事長
- ② 理事長以外の理事であって、理事会の決議によって社会福祉法人の業務を執行する理事として選定されたもの

第 45 条の 17 (理事長の職務及び権限等)

理事長は、社会福祉法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

2 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。